

出資法人等の経営評価及び運営指導に関する指針

平成 14 年 8 月 1 日制定
平成 15 年 6 月 25 日改正
平成 16 年 6 月 25 日改正
平成 17 年 6 月 23 日改正
平成 21 年 2 月 25 日改正
平成 22 年 2 月 26 日改正
平成 28 年 1 月 8 日改正
平成 30 年 4 月 11 日改正

第 1 本指針の目的等

1 目的

出資法人等は、地域振興や県民生活の向上など多様な行政目的を実施する上で重要な役割を担っていることから、県としては、出資法人等に適切に関与することにより、その経営の健全化に努め、これらの行政目的の効率的かつ効果的な達成を図っていく必要がある。

このため、県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例（平成 15 年茨城県条例第 3 号。以下「条例」という。）を制定したところであるが、この条例に基づき、出資法人等の経営評価及び運営指導に関する指針を策定する。

2 運営指導準則

出資法人等の運営に係る助言、指導、勧告等の関与にあたっては、本指針に定めるもののほか、「出資法人等指導監督基準」（平成 11 年 4 月 1 日制定。以下「指導監督基準」という。）によるものとする。

3 指針の適用対象となる出資法人等

本指針の適用対象となる出資法人等は、条例第 2 条に規定する出資法人等とする。

第 2 出資法人等の経営評価

1 経営評価実施対象

(1) 条例第 8 条に基づく経営評価

条例第 8 条に基づき経営評価を実施する法人は、次の法人とする。なお、条例第 8 条第 1 項ただし書きの規定により、前年度の収入支出の総額が 1 億円以下である場合は、経営評価の対象としない。

- ① 条例第 8 条第 1 項に規定する県の出資割合が 2 分の 1 以上である出資法人
- ② 条例第 8 条第 5 項第 1 号に規定する県の出資割合が 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満

である出資法人

- ③ 条例第8条第5項第2号に規定する収入の総額に対する県から受ける補助金その他の財政的援助の額の割合が2分の1以上である出資法人等（同条同項第1号に掲げる出資法人を除く。）

(2) 前項以外の経営評価

出資法人等の所管部（局）課（以下「所管課」という。）は、前項の経営評価の対象外である指導監督基準適用の出資法人等についても、その運営状況を把握するため必要と認めるときは、当該法人の協力を得て、経営評価を行うことができるものとする。

2 経営評価の進め方

(1) 経営評価書の作成

出資法人等は、県が定める経営評価の視点、指標等に基づき経営評価書を作成する。

(2) 経営評価の視点

出資法人等の経営評価は、次に掲げる5つの評価の視点から、多角的な分析による評価を行い、課題等を明確にする。

① 目的適合性

出資法人等が行っている事業が設立目的に適合しているか、どの程度達成しているかとの視点

② 計画性

経営目的や経営方針が事業計画等に反映され、計画（Plan）→実行（Do）→見直し（See）が行われているかという経営管理サイクルの視点

③ 組織運営の健全性

組織、人事、財務等の内部管理体制が適切に運営され、かつ情報公開による透明性の確保が適切であるかとの視点

④ 効率性

出資法人等の人的・物的な経営資源が有効に活用されているかとの視点

⑤ 財務の健全性

出資法人等の財務の健全性及び各事業の採算性が確保されているかとの視点

(3) 財務状況と事業の公共性・公益性による総合的な評価

県は、各出資法人等の経営指標に基づく財務状況の評価に加え、事業の公共性・公益性、組織体制の適正性等の行政的な評価を行い、出資法人等の運営を総合的に評価する。

3 経営評価及び対応措置の手順

経営評価は、毎年度、出資法人等による自己評価、所管課による検証、総務部に設置する経営評価チームによる統一的な経営評価の3段階の手順で実施する。

評価の結果、経営が深刻化していると認められる法人については、抜本的対応策を協議する。

なお、各段階においては、評価結果を踏まえた対応策を検討し、出資法人等は速やかに措置を実施する。

また、必要に応じ、出資法人等の運営や公的関与のあり方、経営改善策等について専門家の意見を聴取する。

- ① 経営評価の実施要請通知
- ↓
- ② 出資法人等における経営評価の実施（経営評価書の作成と対応策の検討）
- ↓
- ③ 所管課における出資法人等の経営評価の検証、対応策の検討及び指導
- ↓
- ④ 経営評価チームによる統一的な経営評価及び経営改善措置の要請
- ↓
- ⑤ 抜本的対応策の協議（経営が深刻化した法人）
- ↓
- ⑥ 所管課、出資法人等における対応措置の実施

※ ④、⑤の段階においては、必要に応じて出資団体等経営改善専門委員会から意見を聴取する。

(1) 経営評価の実施要請通知

出資団体指導監は、毎年度、経営評価実施対象法人の所管課に対し、経営評価の実施を要請する。

所管課は、これに基づき所管する法人に対し、経営評価の実施を要請する。

(2) 出資法人等による自己評価と対応措置の実施

- ① 各出資法人等は、経営評価書を作成することにより、経営状況の自己評価を行う。
- ② 経営評価の実施にあたっては、経営評価書を作成することにとどまらず、問題点の抽出・分析を行い、必要な対応策を検討のうえ、具体的措置をとりまとめ、可能なものから順次実施していくものとする。

(3) 所管課による経営評価書の検証

所管課は、出資法人等が作成した経営評価書について、指導的立場で検証を行うとともに、経営上の課題及びその対応策等について検討のうえ、意見を記載する。

(4) 出資法人等経営評価チームの設置及び運営

① 経営評価チームの設置

経営評価書が提出された全ての出資法人等について統一的な経営評価を行うため、総務部内に、公認会計士、税理士、担当職員等で構成する出資法人等経営評価チー

ム（以下「経営評価チーム」という。）を置く。

② 経営評価チームによる経営評価

(ア) 経営評価チームは、経営指標等の分析による経営状況の評価に加え、事業の公共性・公益性、事業効果等の行政的な評価も行い、出資法人等の運営を総合的に評価する。

(イ) 経営上の課題が認められる出資法人等については、経営評価チームは、必要に応じて出資法人等または所管課から意見聴取を行い、課題の分析、改善策の検討を行う。

③ 経営評価結果の通知及び改善措置の要請

経営評価チームによる経営評価の結果は、出資団体指導監より所管課に通知し、所管課より出資法人等に通知する。

出資団体指導監は、所管課に対し経営評価結果をもとに経営改善措置を講ずるよう要請する。

(5) 出資団体等経営改善専門委員会等の設置及び運営

① 経営改善専門委員会の設置

経営評価において、出資法人等の運営や公的関与のあり方、経営改善策等について専門家の意見を聴取するため、外部の有識者で組織する茨城県出資団体等経営改善専門委員会（以下「経営改善専門委員会」という。）を設置する。

② 経営改善専門委員会の意見の聴取

県は、経営評価チームにおいて経営評価を行い、又は、抜本的な対応策を協議するに当たり、専門家の意見を聴取する必要があると判断した出資法人等について、経営改善専門委員会から意見を聴取する。

③ 経営検討特別委員会の設置

経営改善専門委員会の特別委員会として、外部の有識者で組織する茨城県出資団体等経営改善専門委員会経営検討特別委員会（以下「経営検討特別委員会」という。）を必要に応じて設置する。

④ 経営検討特別委員会における審議

経営検討特別委員会は、経営が著しく悪化しているおそれがある出資法人等の経営状況等の評価と存廃も含めた抜本的な経営改革策の検討を行う。

(6) 抜本的対応策の協議

① 抜本的対応策の協議・とりまとめ

県は、経営評価チームによる評価の結果、又は経営改善専門委員会からの意見を踏まえ、関係部局等で協議し、経営が深刻化している出資法人等に関する経営改善策や法人のあり方の見直し等の抜本的な対応策についてとりまとめることとする。

とりまとめた抜本的対応策については、出資団体指導監より所管課に通知する。

② 抜本的対応策の実施

所管課は、抜本的対応策が速やかに講じられるよう出資法人等を指導する。

また、所管課は、出資法人等が講じた措置について出資団体指導監に報告する。

(7) 経営評価に基づく措置の実施

所管課は、経営評価により把握した課題及び対応策等について、出資団体指導監より通知される経営評価結果をもとに、出資法人等に対し必要な指導を行うとともに、所管課として必要な措置を講じる。

4 経営評価結果の報告・公表

(1) 経営評価結果の県議会への報告

県は、出資法人等の事業の実施状況や経営状況などについての評価、改善を要すると認めた事項及び必要な措置などの経営評価結果について、県議会に報告する。

(2) 経営評価結果の公表

県は、前項の経営評価結果を公表する。

5 経営評価の実施細則

経営評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第3 出資法人等の運営指導

1 法人に対する出資

(1) 法人を新規設立する場合の留意事項

① 新規設立の要件

県が主導して法人を新規に設立しようとする場合は、行政施策との関連性を明確にするとともに、民間事業との関係等について慎重に検討する必要がある。

一般的には、次のような事業に限って設立すべきである。

(ア) 社会的便益が広く地域にもたらされる事業

(イ) 事業収益を地域社会に帰属させることが望ましい事業

(ウ) 民間資本を中心とする事業であるが、地域振興、県民福祉の向上等の観点から県が出資を行う必要があると認められる事業

② 出資法人等による事業形式の検討

(ア) 出資法人等を設立する場合には、法人による方式及び他の事業方式について、中・長期的視点をも含め慎重に比較検討し、出資法人等によることが最も効果的と判断される場合に限るものとする。

(イ) 法人の形態については、事業の目的、事業分野の特性、公共性・公益性の程度、収益性等から総合的に判断し、一般社団法人、一般財団法人、株式会社など、最も適切な法人の形態を選択する必要がある。

③ 県の財政的責任

(ア) 県が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内（有限責任）であり、これを超えた責任は存在しないことを、関係者はもとより対外的にも明確にしておく必要がある。

(イ) 出資法人等への損失補償等については、将来の県の負担につながる可能性があることから、真にやむを得ない場合に限るべきである。

(2) 法人に出資する場合の留意事項

- ① 県が法人に対し新たに出資する場合は、当該法人を通じて実現しようとする県の行政目的の効率的な達成の可能性を十分に考慮し、将来にわたる県の財政的負担が過大となることのないよう配慮するものとする。
- ② 県が既に出資している法人に対し追加出資する場合は、当該法人に対する各出資者の責任分担の変更を伴うことになるものであり、公的関与の必要性等を十分に考慮の上、慎重に判断すべきである。

(3) 出資に係る県議会の議決

- ① 条例第5条第2項の規定により、法人に対し、次に該当する出資を行う場合は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。(法令に特別の定めがある場合を除く。)
 - (ア) 県の出資割合が4分の1以上となる場合の出資
 - (イ) 県の出資割合が県以外の出資者のそれぞれの出資割合と比較して最大となる場合の出資
 - (ウ) 7,000万円以上の出資
- ② 法人への出資に係る議案の提出については、原則としてその予算案の提出と同一の議会において行うものとする。

(4) 指導監督基準の適用

県が主導して法人を新規に設立する場合又は県が法人に対し新たに出資する場合は、指導監督基準に基づく事前協議を適用するものとする。

2 出資法人等への関与

(1) 経営改善に係る指導

県は、出資法人等が設立目的に照らして適切な業務を効果的に実施し、効率的な組織運営及び適正な財政運営が図られるように、経営評価結果等をもとに必要な助言、指導または勧告（以下便宜「指導」という。）を行うものとする。

特に、以下の点に注意するものとする。

- ① 出資法人等の事業計画での想定をこえる累積損失の増大等、経営の悪化が顕著な場合は、県は、出資法人等に対し、その原因、今後の経営の見通し及び改善策等について報告を求め、組織の簡素化、役職員数の見直し、事業の見直しなど、経営改善のための適切な指導を行う。
- ② 出資法人等の経営の健全化には、経営環境の変化に柔軟に対応できる組織体制が必要であり、県は役員等の経営責任の明確化や、研修等による職員のコスト意識の徹底、職員資質の向上等に努める。
- ③ 県が出資する会社法法人については、県は、出資者の立場で、積極的に法人の運

営状況を把握して、県財政に影響を及ぼすことのないように運営の改善を促すよう努める。

また、出資法人等が設立する子会社は、出資法人等自身の経営にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、子会社の設立及び運営状況にも留意する。

(2) 県の関与の見直し

県は、出資法人等を通じて実現しようとする県の行政目的の達成状況や出資法人等の自律性の状況などを考慮して必要があると認めるときは、県の出資法人等への関わり方を見直すものとする。

また県は、見直しにより必要と認める場合は、出資法人等の統廃合、解散または法人形態の転換について当該出資法人等に指導を行うものとする。

① 県の関与

(ア) 社会経済情勢等の変化に伴い県が関与すべき公共的・公益的役割が薄れている出資法人等または設立目的を既に達成していると判断される出資法人等に対しては、県の関与・援助を終了するなど、必要な見直しを行う。

(イ) 出資法人等の事業の存続は認められるが公的関与の必要性は薄れたと判断される場合は、出資法人等の民営化や事業移管など、必要な見直しを行う。

② 人的援助

県からの人的援助については、出資法人等の自律性の確保やプロパー職員の育成等に支障を来さないよう縮減するなど、必要な見直しを行う。

③ 知事・副知事の出資法人等の代表兼職

知事・副知事の出資法人等の代表兼職は、法人の自律的で責任ある経営体制の確立を図るため、可能な限り縮減し、民間人を含め経営能力を有する人材の積極的な登用に努める。

④ 県の財政的援助

県の財政的援助については、厳しい県の財政状況を踏まえ、事業の公共性・公益性及び事業の意義・効果等を検証の上、縮減するなど、必要な見直しを行う。

⑤ 出資法人等の整理・合理化

(ア) 社会経済情勢等の変化に伴い、出資法人等の事業そのものの意義が薄れたと判断される場合は、県が主導的な地位にある出資法人等については、その存廃等も含めた抜本的な対策を検討する。

(イ) 類似業務を行う出資法人等の統合化、法人形態の見直し、小規模法人の再編統合化等について検討し、出資法人等の整理・合理化を進める。

(ウ) 経営の悪化が深刻化した出資法人等については、経営改善の可能性を十分勘案しつつ、出資法人等の存廃そのものについても検討を行う。

⑥ 一般財団法人の関与の特例

組織及び経営上、十分に自立化し県関与の必要性が薄れた一般財団法人については、人的援助、財政的援助など関与の見直しを行い、自立・独立した運営を進めること、次の要件すべてに該当する場合は、指導監督基準の適用範囲から除外するものとする。

- (ア) 基本財産における県出資金の割合が4分の1未満であること。
- (イ) 県からの派遣職員が存在しないこと。
- (ウ) 県からの財政的関与（競争入札による委託契約を除く。）がないこと。
- (エ) 県出資金相当額を寄付として返還していること。

出資金相当額の返還については所管部（局）長が総務部長に事前に協議するとともに寄付受入の結果を報告する。

なお、県出資相当額の返還が行われない団体であっても、上記(ア)から(ウ)の要件を満たし、更に以下の要件すべてに該当する場合は、指導監督基準の適用範囲から除外するものとする。

- (オ) 県の出資順位が2位以下であること。
- (カ) 県OB職員が常勤の役職員となっていないこと。
- (キ) 将来にわたって、県に対し人的・財政的援助等の支援を求めないことが確約されていること。

3 出資法人等の運営に関する情報公開

(1) 情報公開

- ① 出資法人等の情報公開は、一般社団法人又は一般財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、会社法については会社法により貸借対照表またはその要旨を公告することとされているため、県は、出資法人等の適切な対応を指導する。
- ② 茨城県情報公開条例第36条（出資法人等の情報公開）の規定により県が情報公開の実施に関し必要な支援を行う出資法人等については、県は、原則公開という趣旨に沿って、制度の適切な運用が図られるよう指導する。

(2) 情報提供

- ① 出資法人等は、公共的・公益的な性格を有し県民生活に関わりの深い業務を行っており、法人運営の透明性を確保し県民への情報提供を十分に行う必要があることから、県は、出資法人等が事業内容、経営状況等を積極的に情報提供するよう指導する。
- ② 県は、出資法人等に対して、業務・財務等に関する資料をインターネットへの掲載または事務所に備えて閲覧に供する方法により情報提供するよう要請するとともに、所管課においても積極的に情報提供に努める。
- ③ 県は、県民に対して、出資法人等の事業の必要性、出資の意義、公的援助の内容や考え方、社会的便益、事業計画等に関して積極的な広報に努める。